

議案第 7 4 号

安中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

安中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を次のように改正する。

令和 6 年 8 月 3 0 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

安中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基  
づく個人番号の利用に関する条例（平成27年安中市条例第35号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表第2中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。